

都市整備局へ寄せられた都民の声(令和元年7月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
0	9	7	8	52	0	0	76

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)有効空地内の写真撮影について

再開発等促進区を定める地区計画の中で設けられた有効空地にて、『東京都都市整備局』と記名された看板があり、敷地内での写真撮影を禁止する旨が記載されていた。なぜ東京都は写真撮影を禁止しているのか。

▶(対応)

都市整備局は『東京都 再開発等促進区を定める地区計画 運用基準 実施細目』にて、有効空地の標示板の設置を義務付けていますが、敷地内の禁止事項については定めておりません。ご覧になられた看板は、前述の標示板と、空地の管理責任者が管理上必要な禁止事項を示した案内板を兼ねたものかと思われます。御理解のほどよろしくお願いたします。

▶(都民の声)学校敷地内の広告物掲示について

文京区内の都立学校の校舎壁面に大きな懸垂幕が掲げられています。学校の敷地内は原則広告物を掲出できない禁止区域となっており、いくつかある緩和規定にも当てはまっていないように思われます。学校も市民社会の一員として良好な景観づくりに協力していただきたく、都立高校での広告の掲出について、教育委員会は都市整備局と連携して適切に対応されることを希望します。

▶(対応)

日頃より、都市整備局の屋外広告物行政に御協力いただきありがとうございます。
屋外広告物については、各区市町において許可や規制に関する事務を行っており、いただいた御意見については、文京区の屋外広告物担当者に連絡し、対応を依頼しました。
なお、屋外広告物条例第13条第2号において、公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等については、禁止区域等に許可を受けずに表示又は設置できることとされています。
引き続き、関係局や各区市町等と連携して、屋外広告物条例の適正な運用を図って参りたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願申し上げます。